

Title	日本農業の動向をめぐる農業経済学界の諸論点： 自作農体制解体後の生産主体形成の論理を中心に
Sub Title	Current topics of the agricultural economics in Japan
Author	佐藤, 鉄郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.6 (1980. 12) ,p.980(108)- 989(117)
JaLC DOI	10.14991/001.19801201-0108
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19801201-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本農業の動向をめぐる農業経済学界の諸論点

—自作農体制解体後の生産主体形成の論理を中心に—

佐藤鉄郎

1. はじめに
2. 「現代借地制農業」論
3. 「地域営農集団」の形成
4. 「自立的農民経営」の確立と地域協同
5. 「地域主義農業」の考え方
6. 論点整理
7. むすび

1. はじめに

戦後日本農業の生産構造は、しばしば自作農体制と称されてきた。その意味するところは、戦後改革の一環として遂行された農地改革によって、いわゆる地主制は基本的に解体をとげ、かわって自ら農地を所有する自作農が、わが国農業の中心的な担い手になった、ということであろう。そしてその自作農は当初、今日でいう専業農家、つまり自ら農地を所有するだけでなく、家計費のすべて、ないしは圧倒的大部分を農業所得によって賄う農家として理解されていたように思われる。

ところで、今日では以上のような意味での自作農体制は実質的に解体したといえよう。確かに所有関係に関する限りでは、自作農がなお支配的であり続けているとも考えられる。しかし、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め」農地改革の「成果」を法的に保障しようとした農地法自体が、実態の進行とは相当テンポを遅くしてではあれ、1970年⁽¹⁾に至って「自作農主義から借地農主義への転換」を意

味する改正を余儀なくされたことに端的に示されているように、農地所有関係も流動的な状態を迎えている。さらに、農家の家計費充足の状況からは、自作農の変質が一層明らかである。すなわち、今日(1978年現在)では全農家の68.6%は農業所得よりも農外所得への依存度を高くする第2種兼業農家であるし、農業所得による家計費充足率は全農家平均で35.0%にすぎないことになっている。

こうした事態は、基本的には戦後日本資本主義の蓄積機構が農業を把握する論理そのものに由来するといえるだろう。すなわち、資本の側からの労働力需要の増大に対応して農業部門にも低賃金労働力の提供が求められ、資本の側から提供される農業生産資材を主要な物的基礎とする農業生産力水準の上昇は、農業部門に必要な労働力を減少させることによって、農業労働力の農外流出を内的に基礎づけたのである。また、その生産力水準の上昇は、賃金決定との関連で低農産物価格を求める資本の意図ともからんで、いわゆる国際分業論にもとづく日本農業解体化の方向⁽²⁾と背中合わせに、高生産性農業経営の創出・育成の物的基盤を形成することにもなった。

これらの結果、一方で農家の大半は農外所得への依存度を一層強める形で兼業農家化し、他方で残存する農業経営における生産力水準は、自己の所有する農地規模と矛盾するまでに上昇し、借地関係をみとおさせるに至ったのである。

もちろん、こうした資本の側の論理は、農業固有の

注(1) 梶井功「土地政策と農業」家の光協会、1979年、198 ページ。

(2) 実際、こうした論調は現実的な政策論争において根強い(最近のものとしては、例えば経済団体連合会「日本経済の現状と中期的課題」1979年)。さらに、近年では労働組合の一部からも同趣旨の提言がみられる(政策推進労組会議「昭和53~54年度政策・制度要求と提言」)。もっとも、これらの主張は農業経済学界において積極的な地位を占めているとはいえず、本稿では正面からはとりあげていないが、その存在は常に意識しているつもりである。

制約要因の存在によって、そのままの形で現実化したわけではない。特に、高生産性農業経営の育成についてはそういえる。しかし、基本的にはそうした論理が貫かれるなかで自作農体制は徐々に解体に向かい、農民層は全体としてさまざまな階層への分裂をみたのである。

こうした状況において、新たに農業生産を中心的に担う主体はどのようなものとしてとらえられるのであろうか。自作農体制を解体化に向かわせた論理は、そうした新たな農業生産主体の形成を複雑に規定しているものと思われる。それだけに安易な判断は下しえない。しかし、そうした展望は農業基盤整備、農産物価格政策、農産物流通構造等を考えるうえで、現実的にも重要な意味をもつものといえる。

本稿は、以上の意味から、自作農体制解体後の農業生産主体を何に求め、それをどう性格づけるか、といった点をめぐって提起されている農業経済学界の諸見解を整理し、そこでの諸論点から日本農業の展開方向の起点を探らうとするものである。

2. 「現代借地制農業」論

まず最初にとりあげるべき見解は、日本農業の将来を借地制農業の展開に求める考え方である。この見解は梶井功氏を中心に、多くの同調者を得ているが、⁽³⁾ここでは最も鮮明な形で問題提起をされている伊藤喜雄氏の「現代借地制農業の形成」(御茶の水書房、1979年)によってその概要を知ることしよう。

伊藤氏の見解を端的に言えば、高度な生産力体系を備えた上層農、および彼らの職能的な連合体が、近代の資本主義的借地制農業とは区別される「現代借地制農業」を形成し、それらが次第に日本農業の担い手として成長しつつある、ということである。

伊藤氏のこうした見解の背後に豊富な実態調査があることはいうまでもない。それは本書にも詳しく紹介されている。伊藤氏が、それらの実態調査をふまえて「現代借地制農業」といった仮説的概念を提出される理由は、おおよそ以下のようなものである。第1に「土地所有の性格変化」つまり「農地価格の土地価格化、すな

わち、農地価格が、農業生産力に基礎づけられた農業地代からはじき出される水準を大きくこえ……インフレ・ヘッジとしての土地所有の意味が格段につよまり「いわゆる資産的土地所有の全面化」(5ページ)がみられたことである。その結果第2に、そこでの「地代なるものは、農業生産力の支払い能力を上限としつつも、かならずしもそれに拘束されない、という性格をもち始め…極端に言えば、農業経営を資産管理業として位置づけ、土地所有の側から管理費を支払う、ということさえ想定されるに至っている」(6~7ページ)ことである。第3点は、「小農問題の位相の変化」とりわけ「農業生産力の性格変化=その高度化」が「しばしばいわれるように純剰余でもって下層農家の全所得を支払いうるほどの」(10ページ)生産力格差をうみだしていることである。

これらの諸点から伊藤氏は「この所有権持続要求と高度化した生産力の経営規模拡大の要求とが、あたらしい借地体制をうみだしつつある……そしてそれを仮に現代借地制農業と呼んではどうか」(10ページ)と提起されるのである。

さらに伊藤氏はこうした「現代借地制農業」が「現代資本主義世界に共通する農業問題のありかた」(はしがき)であるとし、⁽⁴⁾またその性格を近代借地制農業と次のように区別されている。つまり、「ここで登場する借地主体は、近代借地制農業のそれよりもはるかに高度な資本装備をもった資本制経営として運営されざるをえない。しかし反面かれらに土地を供給する土地所有は、近代借地制農業の想定した大土地所有ではなく、中・小もしくは零細な資産的土地所有であり、その集積は多かれ少なかれいろいろな困難と時間を要するといわなければならない。だから個別的事例としてはともかくも、現代借地制農業が、近代借地制農業がそうであったといわれるように、広汎な農業賃労働者によって担われる、という展望はもちえないと考えられる」(11ページ)のである。

こうして伊藤氏はさしあたり、個別上層農による借地関係の拡大を展望するのであるが、その進展に伴って、いわゆる生産組織も変容を余儀なくされることになる。すなわち、生産組織は作業請負組織、組織的諸

注(3) 梶井功「小企業農の存立条件」東京大学出版会、1973年、「農地法的土地所有の崩壊」農林統計協会、1977年、および前掲「土地政策と農業」、中安定子「農業の生産組織」家の光協会、1978年、今村奈良臣「農地賃貸借の構造変化」『農業経済研究』第48巻第3号、等を参照。

(4) もっとも、それがどのような意味でいえるかについての伊藤氏の説明は、通貨・雇用問題および農業構造問題での類似性を指摘するにとどまっております、必ずしも十分とはいえない。

負耕作の形態から最終的に「個別請負耕作の連合体という性格をもたざるをえなくなる」(26ページ)のである。そして、「この請負耕作者の連合体は、農協を仲介もしくは保証人として、小土地所有者の連合体と向い合う」(26~27ページ)ことになるのである。⁽⁵⁾

ところで、こうした個別ないし集団的な借地主体の階層的性格はどのようにとらえられようか。伊藤氏によれば「現代借地制農業」は「資本制経営」にはかならないのであるから、その階層的性格は、文字通り資本家的なものといえよう。すなわち、日本農業の担手は資本と利害を共有する借地農業者ということになるのである。こうした性格規定のために、例えば労農同盟といった視点は、伊藤氏の場合全く欠落しているのである。

なお、補足的に伊藤氏と同様の立場の論者による他の論点をも付け加えておこう。

梶井功氏は、借地農業展開についての制約条件を明確にし、その撤廃の必要性を強調されている。すなわち、梶井氏によると借り手(上層農)の純剰余が貸し手(下層農)の農業所得を上回るほどの生産力格差がみられる以上、経済合理的には借地関係の進展は不可避である。しかし現実には必ずしもその通りに進まないのは主に、自作農体制を前提にした農地法の規制によると考えられる。したがって借地関係の進展には、実態に即した農地法の改正が必要である、ということになるのである。梶井氏は端的に「農地法の使命は終了したと断言している。逆にむしろ現在の農地法を守るといことは、耕作者として農地を高度に利用しようとする人々の農民としての発展を保証しないことになってきている現実を直視する必要があるのではないか」と述べている。⁽⁶⁾

また、中安定子氏は借地関係展開についての世代交替の役割を強調されている。つまり、中安氏によれば、昭和1ケタ生まれ以上層と昭和2ケタ生まれ以下層との間に農業就業構造の大きなアンバランスがみられ、「現在昭和1ケタ生まれ層を中核に大きく支えられている農業就業構造が、今後の世代交替(それはすでに始まっている)と共に大きくかわるとい見とおしは持

っておかななくてはならない」⁽⁷⁾のである。

確かに伊藤氏らの見解は、今日の農業の実態によって裏づけられるものといえる。圧倒的な兼業化の進展によって、家計にとっての農業経営の意味を喪失させつつある「土地もち労働者」階層が析出されていること、狂乱ともいえる地価高騰の波が農地価格をのみこんでいること、稲にふれることなく稲作を営みうるといわれるほどの大型機械化体系が導入されるようになってきていること、これらの事実から経済合理的な結論を導くとすれば、やはり借地関係の進展ということになる。

しかし、伊藤氏らの見解に疑問がないわけではない。例えば、伊藤氏が「現代借地制農業」を「資本制経営」としながら「農業賃労働者によって担われる」ことがないとするのは概念的に矛盾しているし、それを問わないにしても、はたして彼らが全面的に資本家的利害をもつものといえるか、そこに固者の制約条件がありはしないか、またそれと関連して、「土地もち労働者」階層を経済合理的に農業生産の場から追いやるのが適切といえるか、あるいは農地法の改正、世代の交替によって、それらが現実的に加速化されて進行するといえるのか、さらに農業生産力展開は借地関係進展の基礎として、いわばポジティブにのみ理解してよいのか、等がそれぞれ疑問に思われるのである。

総じて、経済合理的に一貫した伊藤氏らの見解は、そうであるがゆえに生じてくる限界性をもあわせもつように思われるのである。

3. 「地域営農集団」の形成

伊藤氏らが、論理的には明快に、借地制農業の展開に日本農業の将来をみているのに対して、実態はむしろ混沌としており、個別上層農や彼らの職能的連合体のみならず、ヨリ雑多な農村諸階層を包括した集団、すなわち「地域営農集団」の形成を要請している、とするのが、井上完二編「現代稲作と地域農業」(農林統計協会、1979年)の見解である。⁽⁸⁾

もっとも、井上氏らの見解も、それが日本農業の実

注(5) ちなみに、中安定子氏の場合は生産組織そのものの成立を農業就業構造の変化と農業生産力の展開による家族協業の変化、したがってまた労働組織の変化から導いている(中安定子、前掲書、序章を参照)。

(6) 梶井功、前掲「農地法的土地所有の崩壊」117ページ。

(7) 中安定子、前掲書、247ページ。

(8) 同様の見解としては、さしあたり、沢辺恵外雄・木下幸孝編「地域複合農業の構造と展開」農林統計協会、1979年、および大谷省三編「地域農政のあり方を問う」時潮社、1979年、をあげうる。

態に即しているという点では伊藤氏の場合と変わらない。井上氏らの見解も、主として地域在住の農業試験場の研究者による綿密な実態調査にもとづいているし、その中で借地関係が進展している事実を重視している。しかし、両者の結論は相当異なる。そうした違いをもたらす理由は、基本的には農業生産力展開の評価の違い、およびそれとも関連した農業生産組織観の違いに求められるもののように思われる。それらの違いを意識しながら井上氏らの見解を敷衍してみよう。

井上氏によれば、高度経済成長過程およびその後における農民経営の変貌過程で展開されている請負耕作、生産組織等の実態からして、「生産の担い手と変革の主体は上層農民のみ求めることができないことはあきらみである。……個別経営の充実・発展が、とくに労働力主体の面で大きく制約されている現在、それを補完する集团的活動（労働）と高度機械・施設の集团的利用によって媒介されねばならないのが現実であろう。……構造的な不況と農業危機の深化は、地域におけるさまざまな運動と営農集団活動を生みだしてきているが、その民主主義的形態が、農村住民各層（専業農民・兼業農民・土地もち労働者・労働者・職員勤務者・農村諸組織）の民主的集团的合意にもとづく民主的集团的土地管理組織の形成へと発展することが、現在、要求されている」（23ページ）ということである。

井上氏のこうした見解は、農業生産力展開がうみだす矛盾の側面を克服しようとする農業技術的見地からも裏づけられている。すなわち、同書の編集委員でもある永田恵一郎氏によれば、1970年以後の第1次稲作生産調整以降顕著となっている稲作栽培技術体系の構造的なひずみ＝空洞化現象が今日ますます増幅されているのであり、その克服のためには「これからの稲作経営は地域農業を発展させる協同的な取り組みのなかで、個々の経営発展を考えなければならない客観的必然性があるように思われる。そして、その方向の技術的中味は、日本型輪作体系であり、農業生産と経営の形態としては、たとえば個々の経営での複合化の有利性を地域的に保障する農民的な地域複合農業ではないかと思われる」（46ページ）のである。

以上のような組織観および技術的見地を軸とし、豊富な実態調査をふまえて、日業農業の担い手として展望されるものこそが、「地域営農集団」すなわち「土地と水と人との新しい結合様式に支えられた地域的な生産活動を機械・施設利用を軸としながら営み、かつその生産活動を集团的組織体構成員の相互の合意に基

づく単一の意志主体で運営、管理する経営体」（622ページ）にはかならない。そしてその「地域営農集団は稲作生産力の特続的発展と農業の多面的展開を支えるにふさわしい諸機能を備えており、その意味では個別上向型経営や特定グループだけで構成される営農集団では手のとどかない問題を解決しうる新しい生産力主体であるということができ」（623ページ）のものであり、「地域農業を構成するすべての階層の人々がそれぞれの自主的な判断と選択に基づいて主体的に参加できる“開かれた集団”なのであり、けっして上からつくりだされるものではない」（623～624ページ）。したがってそれは「地域農業を破壊しようとする外圧に抵抗し、それに挑戦する資格を備えた変革主体に転化する可能性をもちうる」（625ページ）のものであり、そこには「労働同盟の現代日本的形態を発見する理論的な緒口」（同上）も見出される、ということである。

とすれば、「地域営農集団」が全体として資本の側からの支配に対抗する性格をもつものであることは明白である。井上氏らは、まず、伊藤氏によって「資本制経営」であるとされていた個別上層農を含めて、純粋な労働者、職員まですべての農村住民を資本の論理に対抗する共通的な性格をもつものとして把握し、ついで彼らの主体的な結集の可能性に今日における労働同盟形成の緒口をみいだそうとしているのである。

以上のような、井上氏らの「地域営農集団」説は、豊富な実態分析にもとづくものであるだけに、問題の諸側面を多面的にとりこむものになっている。特に、農業生産力展開について、その経済合理的な側面のみならず、そのいわばネガティブな側面にも着目しながらあるべき営農集団を追求している点は適切な方法といえよう。

しかし、豊富な実態分析と展望との間には、やはり一定の距離を感じざるをえない。例えば、「地域営農集団」が全体として資本と対抗する性格をもつとしても、それがどのような実体をもつ「意志主体」によって統一されるのか、また純粋な労働者・職員までを丸抱えにする場合、彼らはほかならぬ営農集団において具体的にどう位置づけられ、どう機能するのか、さらに、実証分析との関連で、次善的な意味でもちだされている先駆的な農協の実践例についても、それが直ちに一般化される性質をもつものといえるのか、等がそれぞれ疑問に思われるのである。

結局、井上氏らの見解は、いい意味でも悪い意味でも問題の多面性をうきぼりにするものであるように思

われる。

4. 「自立的農民経営」の確立と地域協同

さて、以上の伊藤氏ら、および井上氏らの見解は、それらがいずれも日本農業の実態把握にウェットをおきながら将来の展望を導いている点では共通しているといえた。これに対して、むしろ農業をとりまく資本主義体制の側の論理にウェットをおきながら農業の将来を展望しようとする見解もまた存在する。そこで、次にそうした見解を河相一成氏の「危機における日本農政の展開」(大月書店、1979年)によって検討することにしよう。

河相氏の展望は、戦後農政の基本性格を〔農業〕危機対応——危機発現回避策としてとらえ、それに対する対抗策として自立的な農民的経営権の確立・拡大をめざし、同時に農民自治としての地域協同を創りあげるべき、といったものである。

こうした河相氏の展望の背後には、特有の農業危機把握とそれにもとづく戦後農政の詳細な検討がある。つまり、河相氏は農業危機を「危機→安定→危機」の諸局面においてとらえることを強調する立場から、戦後初期小農の性格を農地改革後の土地所有形態の性格規定と関連づけながら検討し、それをふまえて構造農政を第1段階(基本法農政期)、第2段階(総合農政期)、第3段階(地域農政期)ごとに綿密に分析されているのである。河相氏によれば、それらの構造農政の基底を貫く論理は結局のところ、「改革後土地所有形態を、所有・経営(耕作)の分離した土地所有形態に再編すること」(245ページ)に求められることになる。そしてその論理は、一方では土地の私的所有権優位の構造に寄生する階層を政治的・社会的安定層としてうみだすものである。つまり、そこでは零細兼業農民は耕作権から分離させられながら、高地代政策という形での所有権優位の構造によって一定の「利益」をうけ、いわば安定層として位置するのであるが、そのことが危機の発現回避を可能にしているのである。また、同じ論理は、他方で農民経営の自立性を否定し、その資本の下への従属関係を決定的なものにするものである。つまり、危機回避策として土地の私的所有権をむしろ強化するなかで農民支配をめざす資本の政策は、具体的には「相対的自立性をもつ農業労働過程に結合してい

る技術を農民経営の外側から管理することによって労働と経営の自立性を失わせようとする」(244ページ)農業の装置化、システム化としてあらわれるのである。

河相氏は、以上のような資本の側の論理に対抗させながら、独自の日本農業の展望をひきだしておられる。すなわち、河相氏によれば「資本による危機回避(危機の安定局面維持)に対抗しうる第1段階としては自立的農民経営確立による農民的土地所有権の確立が位置づけられる」(248ページ)のである。もちろん、この課題を果たすためには、いくつもの前提条件が必要である。河相氏は、まず、生産力構造が「農民の労働過程に適合したものに体系化されること」、具体的には「農民による土地利用方式の確立、水田汎用化を含む輪作体系の導入、地力再生産機構を維持するための畜産と耕種の結合、機械化により余剰となる労働力の農業生産分野への再配分などを、農法体系として編成し、これらを個々の農民経営が経営規模・土地条件・労働力構成などに適合するものとして自立的に導入すること」(249ページ)が必要であると、ついで「生産物流通において絶えず商品経済—独占的市場構造の影響下にあるかぎり、確立した技術体系は独占的市場原理によって容易に崩される」(250ページ)とし、真に自立的な農民経営が確立されるためには「農民が取得すべき〔C+V〕水準を取奪する構造の否定および、農産物購入者(勤労階級)の〔V〕を取奪する構造の否定とを内容とした」(同上)市場構造の変革がまた必要であるとしている。

さらに河相氏は、以上の農民対抗の第1段階を前提しながら、今日、資本による農業支配が地域農業支配として展開されていることを考慮して「地域(農業)をめぐる対抗関係の下における農民自治の確立の課題」(255ページ)を提起されている。それは、具体的には、「農民的経営権確立を志向するための農民相互における地域的協同」(同上)および「農民のこのような地域協同運動を真に地域(農業)支配に対抗しうる階級的意識変革に導くための、労働者階級の指導性——労農同盟結成の課題」(257ページ)を内容とするものである。また、河相氏はこうした地域協同の具体的なとりくみにおける農協の役割、特にその協同販売行為に注意を促してもおられる。

こうして河相氏によれば、展望される生産主体としての「自立的農民経営」は、明確に資本の支配に敵対

注(9) ここでの直接の課題を外れるが、河相氏のこうした危機概念の整理は興味深い論点を提示している(同書第1章を参照)。

することによって自己を確立し、「労働者階級の指導性」によって労農同盟結成の軸ともなる存在である。そしてその「自立的農民経営」を中心として、資本の側から危機発現回避のための「安定層」として機能させられている「土地もち労働者」をも農業生産の場をつうじて農民の側にひきよせたとき、真に農民自治的な地域協同の形成が可能になる、ということであろう。河相氏はその意味で「土地もち労働者」の位置づけこそが「もっとも鋭い対決点」(256ページ)になると認識されているのである。

河相氏の以上のような見解は、確かに、日本農業の展望を単に農業内部の動向の延長線上に導くことの危険性を示唆している点では注目すべきものといえよう。もともと、資本主義の下での農業問題であって、農業内部でのみ解消可能な問題などは存在しないといえる。この点を明確にし、常に資本の側の農業支配の論理を念頭におくことは、確かに重要であろう⁽¹⁰⁾。

しかし、河相氏の見解については少なくない疑問が残る。まず、「自立的農民経営の確立」の強調は、結局のところ自作農体制の「復活」・強化につながりうるものと思われるが、その場合、借地制農業の一定の展開の事実をどうとらえるのか、また、それとも関連して、生産の組織的対応を余儀なくされるほどに発達した農業生産力水準の意義をどう評価するか、といった点はなお説明不足の感が強いし、さらに地域協同の一つの基本的内容として労農同盟を積極的に位置づけることは、労働組合の一部からさえ農業過保護論が主張され、逆に労働者階級による農民の「指導性」といった事態も、にわかには納得しがたくなっている現状のなかで、どれほど現実性を有するかは疑問である。加えて、地域協同の重要な軸として、農協の役割を強調する点には、井上氏らの場合と同様の疑問が残る。

結局、河相氏の場合、資本の側の農業支配の論理、それへの対抗の論理の強調が、一定の有効性と限界性を同時に示すことになっているといえよう。

5. 「地域主義農業」の考え方

最後に、以上の諸見解とはやや次元を異にしているともいえるが、問題の今日的状況を明確にする意味で「地域主義農業」の考え方をとりあげておくことにしよう。坂本慶一氏の「農政の転換と農業再生の条件」(柏祐賢・坂本慶一編『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房、1978年)がそうした考え方の代表的なものといえる⁽¹¹⁾。

坂本氏の見解を端的にいえば、一般に有機農業、自然農法などといわれている生態学的農業を今日の次元で「地域主義農業」として再構成し、農政も従来の中央集権化構造の中ではなく、地域分権化を基本として「地域主義農業」確立に適した構造に再編すべきということである。

こうした坂本氏の考え方の背後に、いわゆる地域主義の考え方があることはいうまでもない。しかし、ここでは、地域主義そのものについては、それが「地域住民が主体となって地域の個性と自由とを最高度に実現しようとする思想・運動」(350ページ)と概括されるものであること、およびその考え方が1960年代後半以降明確になりつつある、一般的な生産力展開のネガティブな側面、すなわち環境や資源をめぐるさまざまな社会的症候群の、根底からの克服を意図するものであること、を確認するととどめよう⁽¹²⁾。

坂本氏は、こうした地域主義の考え方を前提として、農業生産力展開のネガの側面を強調し、日本農業の展望も、主としてそれに対処しうる農業のあり方の追求として把握されている。すなわち、坂本氏によれば、農業生産力展開のポジティブな側面のあらわれとしての農業の工業化(機械化・化学化・装置化)、都市化の進展は、反面で、過疎化、畜産公害、地力低下、農畜産物汚染、品質劣化、農業者の健康阻害等のネガティブな側面をもたらしているものであり、農業の展望はこれらの克服をこそ可能にするものでなければならないのである。

注(10) 「若し人あってマルクスの方法の意味に於いて農業問題を研究せんと欲するならば、決して小経営は農業に於いて将来を有するか否かといふ問題を提起してはいけない。むしろ吾々は農業が資本主義的生産方法の推移の中に免れなかった所のすべての変化を探求しなければならぬ。」(K. カウツキー、向坂逸郎訳『農業問題』岩波文庫、1946年、27ページ)。

(11) 坂本氏の見解は、ほかに「日本農業の再生」中央公論社、1977年、および、「日本農業の転換」ミネルヴァ書房、1980年、に示されている。

(12) 地域主義については「東洋経済」No. 4144、特集『地域主義の挑戦』が概括を与えている。他に玉野井芳郎「エコノミーとエコロジー」みすず書房、1978年、「市場志向からの脱出」ミネルヴァ書房、1979年、「地域主義の思想」農山漁村文化協会、1979年、および清成忠男「地域主義の時代」東洋経済新報社、1978年、杉岡碩夫「地域主義のすすめ」東洋経済新報社、1976年、等を参照。

こうして提起されるものこそが「地域主義農業」すなわち「何よりも地域の生態系を前提とした循環的・永続的農業生産システムの構築、ならびにそれに基づく農業経営と農産物流通・価格体系の再編成を意味する」(351ページ)農業の確立にほかならない。そしてそれは、循環システムを維持するがゆえに「省資源・環境保全型の農業であ」(同上)り、安全でかつ良質の農産物を生産するがゆえに、それらを求める「都市消費者と農業者との連帯が生じ、そこから農産物の新しい流通機構や価格体系が創出されるきっかけともな」(同上)りうるものである。

さらに、そうした「地域主義農業」の確立は、農政の転換をも要請することになる。すなわち「地域主義農業は私益の追求と公益の実現とを同等に含むものであり、その活動を地域住民の意思にゆだねるといふ地域分権の主張を底流としてもつ」(353ページ)ものであるだけに、従来中央集権的農政とは相容れないものといえるのである。坂本氏は、この視点から現行の「地域農政」をきびしく批判されている。

以上のような坂本氏の見解は、農業再編の展望であると同時に工業化社会全体の批判を意図するものでもある。すなわち、坂本氏によれば、「地域主義農業」の確立は「物的生産力の効率的極大化を目指す工業化社会」(353ページ)から「国民の総福祉の極大化を目指す高度文化社会」(354ページ)への転換過程において有効な役割を果たすものにほかならない。その意味では、坂本氏の見解は、資本家階級と労働者階級との階級対立の次元を超越して工業の論理と農業の論理との対立に立脚する壮大な文明批判の一環を担うものといえる。

確かに、今日、一般的な生産力展開のネガの側面の広汎なあらわれは、工業化社会そのものの病根を根源から問い直さなければならない状態を呈しているといえる。坂本氏が、自らの論理を「一つの試論の域を出るものではない」(356ページ)としながらも「日本農業の再生を図るためにはこれまでのような狭い経済的視点にとどまらず、農業の特性に即した総合的視点からの再生条件の吟味または再生条件の設定が必要ではないか」(356ページ)としていることの意味は、それなりにくみとっておくべきと考えられるのである。

といっても、「地域主義農業」の展望が直ちに現実化するものとはとうていえない。それが、現実にはごく一部の農協による複合的農業経営の推進としてのみ、すなわち「点としての事例」(352ページ)としてのみ認められるにすぎない、といった限界性はともかく、その理論構成自体にいくつかの疑問が残らざるをえない。

まず、今日の農業生産力水準をいわば後戻りさせて、社会全体を有機農業、自然農法に基礎づけられたものに転換してゆくことが、それも現実の問題として無視しえない基本的な階級対立をそのままにして、はたして可能なことなのであろうか、また、既存の組織原理とは異なる組織原理に立脚するものと思われる「地域主義農業」の主体が安易に現状の農協や自治体に求められるのはなぜなのか、さらに、消費者と農業者との連帯、それによる流通構造、価格体系の変革も、単に安全食品志向だけから導きうるものなのか、といった点がお説得的に説明されているとは思われないのである。

要するに、坂本氏の見解は、今日の農業にあらわれている工業化社会の病理を鋭くえぐりだしながら、その治療策に、なお詰めるべき点を少なからず残しているものと思われる。

6. 論点整理

以上、戦後自作農体制解体後の日本農業の展望について、いくつかの見解を紹介し、その意義と限界とを検討してきた。ここでは、それらのなかで焦点となっている問題点をもう一度整理し直しておきたい。

第1に、今後の日本農業の生産主体を何に求めるか、という点である。

それは、伊藤氏らにとっては個別上層農およびその連合体による借地制農業であったし井上氏らにとっては、農村住民全体から成る「地域営農集団」であった。河相氏はむしろ「自立的農民経営」の確立を強調し、坂本氏は一部の農協などを中心とする「地域主義農業」の確立に展望を見出していた。

これらの見解を総合していえることは、まず、今後の農業生産の主体が何らかの組織に求められるであろうことである。最も自作農体制の維持に近い考えをも

注(13) 坂本氏はまた「食」を軸とした協同組合間提携の必要性を強調し、ここでは「安全・良質の食料の生産・流通方式の確立」および「地域社会におけるライフシステムの構築」がめざされるべき、とされている。(前掲「日本農業の転換」89～90ページ。)

(14) この点、長須祥行「産直運動」東洋経済新報社、1979年、の示唆的な問題提起を参照。

つと思われる河相氏の場合でさえも、反面で地域協同を提起せざるをえないことになっていた。

ついでいえることは、そうした組織の具体的な在り方は、主として、「土地もち労働者」を含む第2種兼業農家の位置づけの違いによって、論者間で相当異な⁽¹⁵⁾ってイメージされていることである。

伊藤氏は、経済合理的に「土地もち労働者」を農業生産の場から除外しようとしていた。しかし、今日、第2種兼業農家のなかにはむしろ借地主体になりうる者が含まれるなど、その農業生産上の役割はなお無視しえないし、農村コミュニティを保つうえでも、彼らを生産の場から切り離すことには問題が多いといわ⁽¹⁶⁾れている。したがって、第2種兼業農家をも何らかの形で組織的に農業生産の場にとりこむべきものと考えられる。しかし、河相氏の政治意識的な変革を前提にしたとりこみにも、坂本氏の生態学的農業へのくみこみにも、それぞれ飛躍性を感じざるをえない。結局、井上氏らのような農村住民各層の丸抱え的などりこみが無難ともいえるが、それには、ともかく切り捨てずに抱えておくべき、といった感がしないでもない。むしろ、第2種兼業農家が農業生産力展開のネガの側面の克服、農村コミュニティの確保、良質な自然環境保全などにおいて果たす諸機能⁽¹⁷⁾を積極的に位置づける営農組織をめざすべきではなからうか。

第2に、求められる生産主体の階層的格についてである。

伊藤氏の「現代借地制農業」は事実上資本家的格をもつものとされ、井上氏らの「地域営農集団」、河相氏の「自立的農民経営」は、それぞれ資本との対抗的格をもつ点では共通していた。また、坂本氏の場合には、そうした階級的な対立関係をこえた次元を問題にしており、「地域主義農業」が現行の資本主義体制とどうからみ合っ⁽¹⁸⁾てゆくのかは、必ずしも明確ではなかった。

この点では、まず伊藤氏とは異な⁽¹⁹⁾って、求められる生産主体が資本家的格をもつとすることはできない

ように思われる。すでに基本指標としての雇用労働力の状況からしてそれは明らかであるが、加えて価格条件、規模拡大、一層の生産力展開等に対する制約条件の存在は、そうした展望を否定するものである⁽¹⁸⁾。

とはいえ、求められる生産主体が真向うから資本に敵対するという意味で純粋性をもつものかといえ⁽¹⁹⁾ば、そうともいえないように思われる。今日、農業にかかわる農民が諸階層に分裂していることは井上氏も認識しているとおりであるが、それらが一樣の関係で資本に対抗するとは考えられない。また労働者階級が基幹的農民を指導し、それを軸として労農同盟が結成されう⁽¹⁹⁾るほど農民諸階層の利害関係が単純であるとはいきれない。彼らの中には、文字通りの貧農層から、補助金等、いわゆる国家独占資本主義体制の譲歩的側面を十分に享受しながら企業的経営を達成し、意識としては現体制の維持を切望する階層までが含まれているだろう。それらの階層ごとの経済的利害の相違を綿密に整理し、その意義を検討することなく、全体としての農民の階層的格を画一的に規定してしまうことはできないように思われる。

第3に、以上の諸点とも密接にからんで、今日到達されている農業生産力水準をどうとらえるか、という点である。

伊藤氏らは生産力展開のポジの側面を、坂本氏は逆にネガの側面を鋭く描きだし、井上氏らはその両側面を相応に認識していた。そして河相氏は生産力水準の矛盾から問題を提起する方法を一種の生産力主義として退けていた。

ところで、一般に、ある生産関係内部における生産力展開の独自の意義は、生産関係自体にさまざまな程度と内容の影響を与えるものとして、当然検討されるべき課題といえる。そしてその場合、生産力のもつ現実に支配的なポジの側面と、同時に否定しきれないネガの側面⁽¹⁹⁾もまた問われなければならないものと思われる。農業生産力の場合も同様である。小農か資本家的経営

注(15) 今日における兼業農家論についての手際良い紹介としては、田代洋一「兼業農家論をめぐる諸問題」『農林金融』第33巻第5号を参照。

(16) この点は、『農業白書』でさえも認めるに至っているところである。すなわち、白書は「健全な地域社会の形成、地域の農業生産力の維持向上の観点から、Ⅱ兼業農家の農村定住を図るとともに、その保有する農地等の農業的利用を高めていくことが必要である」(昭和54年度版『図説農業白書』農林統計協会、162~163ページ)と述べている。

(17) この点、坂本慶一氏による農業の機能のヨリ広義な解釈(前掲「日本農業の再生」98~103ページ)が参考にならう。

(18) こうした点について、その一部に資本家的経営を含むとされる畜産を事例として検討した、拙稿「現段階における農民層分解についての一考察——畜産大規模経営の格規定めぐって——」『三田学会雑誌』72巻第4号、を参照。

(19) この点については、N. ジョージ・ユースク・レーゲン「エネルギーと経済学の神話」『東洋経済』No. 4052 が鋭い指摘をしている。また、室田武「エネルギーとエントロピーの経済学」東洋経済新報社、1979年、は問題点を平易に解説している。

かといった次元の問題に加えて、その枠内での生産力展開の独自の意義は当然検討されるべきであるし、また農業生産力の展開がもたらすコストダウン、規模拡大可能性等のポジの側面と、地力低下、畜産公害、農産物の質の劣化・悪化等のネガの側面とは統一的に分析されるべきであろう。

こうした確認からすれば、河相氏の認識は基本的に疑問であるし、伊藤氏らの見解は事態の一面を楽観的に評価するものに思える。そして坂本氏の見解は、打ち鳴らすに値する警鐘でありながら、現実に支配的な傾向の影響力をやや過少評価するもののように思われる。全体的には井上氏らのように、生産力展開のポジの側面によって創出された関係を実態として受けとめ、その展開のなかに生産力展開のネガの側面がいかん作用しているのか、またその克服の方向はいかにとらえられるか、といったことを具体的に検出してゆくべきであろう。

第4に、求められる生産主体における経営構造の問題である。この点ではまず、今日ドラスチックに展開されている水田利用再編対策(実質的には米の生産調整)によって、稲作専作的な経営構造の維持がますます困難になっていることに注意しておかなければならない。その意味では、主として稲作における実態把握を基礎として論理構成されている伊藤氏らの見解には不安定要因が内包されているといわなければならない⁽²⁰⁾。

伊藤氏らを除く他の見解は、個別のないしは地域的な複合経営を想定している点で共通している。もっとも、井上氏が農業生産力展開のネガの側面の克服との関連で、河相氏が農民的経営権確立の生産力的中味として、坂本氏が生態学的農業に本来的なものとして複合化を導く、といった視点の違いはあったのであるが。しかし、そのいずれの場合にも一般に、生産力展開のポジの側面と関連して専作化傾向が貫かれるなかで、具体的にどう複合経営をつくりだしてゆくかの点になると、なお問題は整理しきれていないように思われる。特に、複合経営達成のために欠くことのできない前提条件、すなわち、どの作目の経営についてもほ

ぼ同等な生産力水準が達成されうること⁽²¹⁾、技術的条件として少なくとも田畑輪換が可能になること⁽²²⁾、およびどのような作目の経営によっても単位労働時間当りの所得がほぼ均衡しうるような価格体系が実現されること⁽²³⁾等の条件がどう満たされてゆくかの点は不明確である。それらを明確に示すことなしには、複合経営の確立は空念仏におわりかねないだけに一層の掘り下げが期待されるところである。

第5に、奇妙ともいえるが、以上のすべての見解が一致して農協の役割を高く評価していることの意味である。今日、一般に、農協の商社資本化、金融・保険機関化が指摘されるなかで、そうした評価が与えられることは、どういうことであろうか。農協がそうした高い評価に答えるためには、相当困難な自己改革を通さなければならないように思われる。その道すじを明らかにすることなく、安易に農協に期待がよせられること自体、農業生産主体をめぐる論議がなお熟していないことを示唆するものとはいえないだろうか。いずれにせよ、農協の位置づけには検討の余地が残されているといえよう。

7. むすび

素直に言って、以上の検討からは、むしろ農業問題の複雑性、したがってそれを解決することの困難性が一層鮮明に浮かびあがってこざるをえない。しかし、そうした事情は視点をかえれば、農業が全体としての資本主義の枠ぐみに大きく規定されながら、なお独自の立場を堅持している関係を反映するものとも考えられる。全体としての資本主義体制に農業がまきこまれきってしまうのであれば、農業問題の複雑性、困難性などはそもそも問題になりえないからである。

とすれば、自作農体制といった歴史の一段階をこえた今、新たな意味で資本主義的枠ぐみによる農業の規制関係を確認すると同時に、農業の独自の機能の意義をも正当に検討しなければならないものといえよう。本稿でとりあげた諸見解が、それらの課題について、

注(20) 稲作専作的な志向性をもつ借地制農業についての生産力的視点からの批判は、坂本慶一、前掲「日本農業の転換」(40ページ)にみられる。

(21) 農林行政を考える会編「地域農業再編の技術的展望」農林統計協会、1979年、は稲作と大豆作についてその機械化段階の相違による複合化の困難性を指摘している(302~305ページ)。

(22) 同上書59~61ページ、209ページを参照。

(23) 常盤政治「農産物価格政策」家の光協会、1978年、はこれらの内容について、理論的掘り下げを試みている。

(24) 例えば、佐伯尚美「新しい農協論」家の光協会、1972年、を参照。

日本農業の動向をめぐる農業経済学界の諸論点

いずれも積極的にとりくむものであることはいうまでもなく、
う次第である。

もない。一層生産的な形で論議が展開されることを願

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)